

## 武士道の起源及び特質(三)

高橋 俊 乘

### 第七節 武士の實力自覺と武士道

武士の發生した頃、並びにそれ以後百餘年間、即ち武士道の成立しつゝあつた頃は、武士はまだく眞にその偉大な力を保有すること少く、又たとひ偉大な力を持つて居ても自覺することは稀であつた。彼等は都に上つて朝廷や藤原氏に仕へて、驅使されるのを光榮のごとく思つてゐた。藤原利仁は醍醐天皇ごろの人である。沈勇にして謀略に富み、かつ頗る富裕であつて豪奢をつくすことが出來たけれども、都に上りその時の攝關に仕へて格勤を勵んだ(今昔二十六話)。同じ攝關に仕へてゐた貧しい五位の者に御馳走すると言つて、ごことも目的地を言はずに誘ひ出して、遂に敦賀にある利仁の家まで連れて行つた時、初め五位は東山か山科邊へ行くのであらうと思つて、供も連れなかつたが、三井寺を過ぎてから、始めて敦賀へ行くと聞いて、驚きなが

ら

「京ニテ此ク宣ハマシカバ下人ナドモ具スベカリケル者ヲ。無下ニ人モ無テ、然ル遠道ヲハ何トテ行ムト爲ゾ。怖シ氣ニ。」ト云ヘバ、「己レ一人ガ侍ルハ千人ト思セ。」ト云フ。理ナルヤ(同二十六の十七)。

實に利仁は、今昔物語の筆者が「理ナルヤ」と評するぐらゐ一騎當千の武士であつたけれども、都に出て、公卿に驅使されて得々としてゐたのである。同書二十五の五に「今昔實方中將ト云人、陸奥守ニ成テ其ノ國ニ下タリケルヲ其人ハ止事無キ公達ナレバ、國ノ内ノ可然キ兵共、皆前々ノ守ニモ不似ズ、此ノ守ヲ饗應シテ夜ル晝ル館ノ宮仕怠ル事無カリケリ」と記してあるのも類似の例で、權勢にあこがれた武士の心ばへをよく描いてある。

源満仲や頼光が藤原氏の爪牙となつて、良からぬことを藤原氏の爲に謀つたことは有名な事實である。藤原道兼が花山天皇を欺いて元慶寺で出家させ奉つた時、もし他の廷臣が天皇を奪ひかへすかも知れないと思つて、源氏の武者、恐らく頼光及びその部下であらうをして密々に護衛せしめ、京の中はさすが隠れ／＼して附いて來させたが、加茂川を渡る頃より公然と御周圍を警護させ、寺ではもし無理に出家を諫止

する者があつてはと考へて、一尺ばかりの白刃を抜き放ち、御得度の間、目をはなさず守らせたといふ説がある(大鏡 卷一)。武勳赫々たる彼等もかうしなければ榮達を思ふまゝに得ることが出来なかつた。

だから天下國家の爲に功を立て、それに相當する恩賞を朝廷から受けなくても、いさぎよくあきらめて、餘り不平を言はなかつた。天慶の亂に平繁盛は兄の貞盛や藤原秀郷と共に平將門を誅した時、貞盛や秀郷は恩賞に與つたのに獨り繁盛は朝恩に漏れた。けれども彼は尙晩年に朝廷及び國家の安泰を謀らんが爲に、金泥を以て大般若經一部六百卷を寫して比叡山に奉納してゐる(續左丞抄 卷一)。源賴義が前九年の後に安倍氏を平げた時、その功によつて康平六年(一七二三年)、伊豫守に任せられたけれども、殘黨の討平のために伊豫に赴任することが出来ず、やつと翌年二月上洛した。その時軍功があるのに猶、賞を賜はつてゐない者十餘人の爲に、その旨を頻りに言上したけれども裁許がない。空しく裁許を待つ中にその年も暮れて、遂に四年の任期中、二年まで赴任せずして暮してしまつた。さうすると、年貢その他の納附が出来ないので、朝廷及び伊豫に封戸を受けてゐる人々より、督促が矢の如く來たから、賴義はやむなく私財を以て、伊豫の國二年間の年貢類を辨濟した(續文粹 卷六)。恩賞を十分に賜はらずし

て、一方私財を以て人民からの納貢を償つたのである。武士が朝廷からよく待遇されなかつたことは、これでもわかる。殊に後三年の役には、朝廷は私戦と認めて全く賞賜しなかつた。朝廷の地方政治に對する無理解も甚だしいが、それが爲に源義家は私財を抛つて部下に勸賞を行つたと言はれてゐる。

これは一つは源氏の偉大なる武力(並びに財力)を恐れて、之を壓抑する考が、幾分か朝廷の方にあつたのかも知れない。しかし、これが爲に賞賜しなかつたとすれば、甚だ拙な事をしたものであつて、源氏の従士は義家の恩誼に感激して益々その主従の團結を強くし、武力を増すばかりであつた。

かく實力ある武士が、一度その實力を自覺した時は恐るべき國家の大事を引起すに違ひない。平將門、平忠常の亂前九年の役、後三年の役、その他の大亂は皆この結果である。平將門が新皇と稱して叛した時、弟將平が「夫れ帝王の業は智を以て競ふべからず、また力を以て争ふべからず。昔より今に至るまで、天を經し地を緯する君業を纂ぎ基を承くる王、此れ尤も蒼天の與ふる所なり。」と言つて諫告したのに對し、將門は

武弓の術既に兩朝を助く、還箭の功且短命を救ふ。將門苟くも兵名を坂東に揚げ、合戦を花夷に振へり。今世の人必ず撃ちて勝れるを以て君とす。縦ひ我朝にあらざるも、僉人の國にあり。去る延長年中大赦契王の如き、正月一日を以て渤海國を討ち取り、東丹國と改めて領掌す。云々。凡そ八國を領するの程、一朝の軍攻め來らば、足柄碓氷に二關を固め、當に坂東を禦くべし。然らば汝らが申す所甚だ迂誕なり(將門記)。

と言つて、弟の諫を斥けた。

前九年の役の間に、賊將安倍頼時が一族を集めて、源頼義と戦争をする覺悟を述べた時、左右の者は異口同音に

「公の言是なり。請ふ、一丸の泥を以て衣川關を封すれば、誰か敢へて破る者有らんや。」(傳典話記)

と答へたさうであつて、少くとも此の言中には、將軍源頼義の威光も武力も恐れるに及ばないことを述べてゐるので、彼らの實力自覺を明示してゐる。

平將門の亂には、朝廷は藤原忠文を征東大將軍に任じて之を討たせた。忠文は家

にあつて食事をしてゐる時、朝廷から召されたので、箸を捨て、出仕し、節刀を賜はるや家に還らずしてそのまゝ關東に下つた。弟忠舒のぶ、源經基なども従つた。途中で、將門は貞盛や秀郷に討たれたと聞いて、忠文はそのまゝ引還したが、特に弟忠舒を遣して餘黨を平げしめた。朝廷及び廷臣は此の亂に對して、可なり努めてゐる。同時に起つた伊豫の藤原純友の亂にも朝廷は官人を遣して之を平げしめた。

然るに九十年後の平忠常の亂に於ては、朝廷は檢非違使平直方等を追討使に命じ、東海東山二道の兵（後には北陸道の兵も加る）を率ゐて討たせたが、三年を経ても功を奏しなかつたので召し還された。始め朝廷では源賴信か、平直方か、二人の中一人を追討使に下す豫定であつたが、こゝに及んで、賴信が直方に代つて亂を平げたのである。この直方は忠常の同族であつて、武勇の名の高い武士であり、賴信は言ふまでもなく、有數の名將である。地方の叛亂を平定するのに將門の亂には、朝廷は公卿を遣して討たせたのに、こゝに到つて武士を用ひた。それは必ず武士の勢力が朝廷に認められた爲に違ひない。しかし直方と賴信を比較して、中央官人たる武士が實力に乏しく、地方の武人に實力の勝れた者の居つたことを我々はこの亂に於て知りうるのである。

更に二十年ほど下つて、前九年の役には言ふまでもなく、朝廷は源賴義を陸奥守と

して之を討たしめた。頼義は後に鎮守府將軍を兼ねた。かくて一旦平定したが、再發した頃に頼義は國守の任期が終つた(當時の國守は任期四年であるが、邊要の地は五年であつた)。それで朝廷は新司を命じたけれども新司は合戰の由を聞いて辭して、任に赴かなかつたから、朝廷はやむをえず頼義を重任した。その上に、翌年には隣國の出羽守源兼長が、陸奥へ兵糧兵士を送らず、かつ陸奥の人民が兵役や納税を逃れるため、出羽へ移るのを阻止しなかつたため、朝廷は頼義からの彈劾に依つて解任し、新しく源齊頼を命じ、頼義と共力して賊を討たしめたけれども、齊頼は全く征伐の心なく、頼義にとつては何の援助にもならなかつた。その中に頼義の任期が再び終つたから、朝廷は改めて高階經重を陸奥守に拜したので、彼は肥馬に鞭うつて陸奥へ下つたが、國內人民は皆前司頼義に服して、經重の命に従ふものがなかつたから、彼は何とも出来ないで、空しく歸京した。

註、前九年の役は實際は十二年(餘類平定をも加へる)十三年)か、つてゐるので、頼義の五年の任期が征伐中に二回も終つたのである。

中央官人(武人であつても)の地方の叛亂に對して爲すなきこと、かくの如くである。國人はその命に服しないのである。況んや武士に於てをや。武士は累代恩顧の主將には身命を抛つて、忠を盡したが、己が主にあらざる朝廷の官人の命には全く服し

なくなつた。更に後三年の役になると、朝廷は源義家の私闘として少しも顧みなかつたから、義家は自分の力だけで討平し、自己の財寶だけで恩賞を施した。もとより朝廷はこの戦のあることを知らないのではない。耳を蔽うて知らざる風をしてゐたのである。かくして武士は地方を自己の手によつてよく支配し、命令し、その上に賞罰の權柄すら握ることが出来た。

武力の強弱は單に武勇、武藝の如何だけではない。今も昔も武力を強くする爲には財力の豊富なことが極めて必要であることは言ふまでもない。むしろ武力は財力の如何によつて、強くも弱くも變ずるかも知れない。當時源平その他の武士が強かつたのは、一面に於て、確かに彼等が豊富な財力を持つてゐたからである。その一例は前記の藤原利仁の話や、源賴義が伊豫守として二年間の伊豫國中の納税を償つたり、義家が部下に後三年の役の恩賞を與へたのでも知りうるが、尙一二の例をあげて見よう。義家が後三年の役に陸奥守として下つた時、清原眞衡は戦の間でありながら新司を饗應する爲に、三日間、祝宴を開いて、日ごとに上馬五十疋なん引ける。其ほか金羽あざらし、絹布のたぐひ、數しらずもてまいつて、義家に奉つた(奥州後三年記上)。

殊に驚くべき例は源頼光の財力である。永延二年(一六四八年)九月攝政兼家の新造の二條京極第に興宴があつて、左右大臣以下多く集り、池頭の釣臺で盃酌を廻らした時、頼光は馬三十四匹を引いて捧げた(日本紀略)。その後寛仁二年六月攝政道長が土御門邸の寢殿の一問づゝを諸國の受領に割當てゝ、その室中の器具裝飾を營ましめた折に、當時伊豫守であつた頼光は、厨子屏風、唐櫛笥の具、韓櫃、銀器の鋪設管絃具、劔其の外の物記し盡すべからず。厨子に納むる種々の物、辛櫃等に納むる夏冬の御装束、件の唐櫛笥等の具は皆二具あり。又枕筥等あり。屏風二十帖、几帳二十基云々。希有の希有なる事(小右記)であつた。榮花物語には

伊與守頼光ぞ、殿の中の事すべてさながらつかうまつりたる。殿のおまへ(道長)の御調度ども、上(道長)の御事、かんの殿(道長)の御方も、すべて残る所なく仕うまつれり。女房の曹司の物の具、藏人所、御隨身所まで、すべて殿の中に此物こそなけれど、覺しの給ふべきなし。いかでかう思よりけん、と御覽せらるゝぞ、いみじうめでたき。御帳、御几帳、御屏風のしざま、厨子辛櫃の蒔繪置口、珍らかなるまでつかうまつれり。いかでかくしけん、と殿(道長)も仰せられ、殿ばらもいみじうかんじ

給(同書)。  
給(朝録)。

明達方正なる藤原實資も、已に萬石千疋を献じ了る者多く其の輩あり。未だ此くの如き事を聞かず。」(小右記)と評した程である。

やゝ後の例であるが、奥州藤原氏の奢侈榮華は、まだく大げさであつて、頼光に數倍してゐたが、その事は世によく知られた實例であるから、こゝに細説するまでもあるまい。

かく武力あり、財力が豊富であり、地方の叛亂を獨力で平げうる程の權勢ある武士の大なる實力は、年々増大しつゝあつたに違ひない。地方政治に無理解な朝廷も、遂に之を傍觀するわけに行かなくなつた。後三年の役、平定後四年目、寛治五年(一七五一年)に宣旨を五畿七道に給うて、前陸奥守義家隨兵入京、並諸國百姓以田畠公驗、好寄義家朝臣事を停止したのは(百總抄)、朝廷の對武士策の一例である。北畠親房の神皇正統記に、鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事を停むべしといふ制符度々ありき。源平ひさしく武を執りて仕へしかども、事有る時は宣旨を賜りて、諸國の兵を徴し具しけるに、近代となりて、聽てかたらはるゝ族多くなりしによりて、此制符は下されき。果して今までの亂世の基なれば云ひがひなき事に成り

にけり(六卷)。

と論じてゐるのも此の時の事である。新井白石の論史餘論(五卷)や頼山陽の日本外史平氏論文の條にも、右正統記の文に依つて、政權の武門に歸した由來を評論してゐる。武士の武方財力が強固で、地方を統治しうる權柄を握りえたとする、親房の言ふごとく「かたらはるゝ族が益々多くなつたのは當然である。かうなれば武士もおのづから自己の實力を十分自覺して、公卿に對抗しうる自信を持つやうになるに違ひない。その年代は右の如く制符の下つた堀河・鳥羽朝前後であらうと思はれる。

時に源氏では義家の嫡子義親が九州で亂暴を働き、宮崎八幡宮の訴によつて隱岐國に流された。しかるに彼は出雲に於て目代を殺害したりして少しも愼しむ事がないので、平正盛をして追討せしめた。よつて義家の後は嫡孫爲義が嗣いだのである。かくて一時源氏はやゝ衰へたに乘じ、鳥羽法皇は源氏を抑へる思召があつた爲か、正盛の子忠盛を登用せられた。彼れは色々功を立てたが、得長壽院を造立した時(長承元年、七九二年)はその功にめで、刑部卿に任じ内の昇殿を許された。平忠常の以後久しく衰へた平氏はこれより再び勃興した。この時公卿等は非常に嘲り憤つて、豊明の節會の夜に殿上で闇打しようとした有名な話がある。武勇の家に生れながらやみ

討たれては大いに家名を落すわけであり、避けて參朝しなければ、臆病の名を取  
 ると思つて、木刀に銀箔を押して出仕し、闇中にひらめかして耻を免れた。この良計  
 もさる事ながら、彼が家臣を連れて警固させた事は一層武士らしい。彼の家臣平家  
 貞は布衣の下に腹巻をつけて殿上の小庭にあり、子息(長門本に)家長も同じく腹巻をつ  
 け、無官であるから、左右の手を土について犬居に居り、家貞があつと言へば家長もつ  
 と討入るべき支度である。殿上の人々之を見て、布衣の者候ぬるは何者ぞ、事の體狠  
 籍なり、罷出よといはせたりければ、家貞は主君備前守今夜闇打にせらるべき由承れ  
 ばなり。果給はん様見奉べければとて畏て候ければ、事の様實に主事にあは、堂上  
 までも切上べき頼魂(源平盛衰記卷一)であり、しかも後日公卿等が訴へて出た時に忠盛は郎從  
 が小庭に居つた事は存知しない由を申したら、郎從小庭の推參、武士の郎等の習か。  
 存知なきの由申上は忠盛が咎にあらず。とて却つて叡感に預つたと言はれてゐる。  
 まさかの時には朝廷の規律を破つても主を救はうとする點に彼等が自己の力を信  
 じ、自己の力に依頼してゐたことが伺はれる。

その後二十年ほどして、鳥羽法皇の崩じ給ふや保元の亂が勃發した。内裏と院と  
 二つに分れ、公卿は各々二方に分れて戦つたが戦争となればどうしても武士に頼ら

なければならぬ。院に參つた源爲義は、院方の無勢なのを見て、早く宇治まで移つて橋を引いて支へるか、或は近江に下つて、そこで一合戦をすべきである。とても此の御所では防ぎきれない。もし近江でも味方が十分に集つて來なかつたら、關東へ御幸候テ足柄ノ山キリフサギ候ナバ、ヤ、ウ、京中ハエタ、ハ候ハジモノヲ。東國ハ頼義義家が時ヨリ爲義ニシタガハヌ者候ハズ。云々(愚管抄卷四)と言上した。この言中の彼の自信は確に彼の偽りのない告白であらう。

かゝる實力の養成の根基に大いに役立つたものは武士道である。主従關係が固定して武士道が發生し、かくて相因果して主従關係は益々固定して行く。之に伴なうて、朝廷から制符を下さなければならぬ程、語らるる族が多くなり、愈々武士の實力は増加する。この増加せる實力を十分引きしめて、實力をよく發揮させ、團體内の規律を整へて、一絲亂れぬ行動をとらせるのは武士道であつた。

古事談(卷一)に次のやうな小話がある。白川法皇殺生禁斷の時加藤大夫成家が嚴制に拘らず鷹を毎日使つてゐるので檢非違使廳へ召された。彼自身もその下人二人も鷹を持ち、家には尙二三羽を飼つてゐた。殺生禁斷の事宣下の後、既に數年に及ぶ

のに、いかで、尙鷹を使ふぞ、已に朝敵ではないか。早く子細を申せと咎められた時、成家は、己れは刑部卿殿(平忠盛か)相傳之家人候。而女御殿供御料ニ毎日鮮鳥ヲ被充召候テ、若闕意者可處重科云々。源氏平氏之習、重科ト申ス被切頭候也。弓矢の獵では鳥を獲る日も獲られぬ日もありますので、朝命に叛いて禁獄流罪に處せられても、命に別條がないから命惜しさに毎日鷹を使つてゐますと、言上した。法皇にその由を奏聞すると、笑つて追放させられた(この話による弓矢の獵は禁じなかつたらしい)。勅命が時として武士の主將の命令に破られて行く道筋の一つを此の小話から知ることが出来る。しかもその武將は朝廷に叛したものでなく、朝廷に仕へ刑部卿になつてゐるものであるとすれば、政權が武士の手にうつるべき萌は近き蕭牆の中に起りつゝあつたわけである。

保元の亂には武士は内裏又は院からの依頼によつて戦争に参加した。三年後の平治の亂には武士たる源義朝が公卿たる藤原信賴と共に亂を起して政權爭奪を企てた。従前の地方の亂に比して規模は小さいが、後世に對する影響は遙かに大きい。義朝は失敗して誅せられたが、それを動機として武士たる平清盛が公卿を一蹴して政治の樞機を握り、武家政治を始めるやうになるのである。

## 第八節 武士の權勢維持と武士道

保元・平治の亂ごろより鎌倉時代中期、文永・弘安ごろに到る約百三十年間は武士が最も武士らしく勇ましい働をした時代であつて、武士道の精華が最もよく發揮された時代である。天慶の亂より後三年の役まで百五十年間を武士道の發生期とし、その後保元の亂まで六十餘年間は發達期とし、それにつゞく源平時代と鎌倉初中期とを武士道の隆盛期と見ることが出来る。

平氏は武士から起つて、政治の樞機を握つたが、藤原氏に倣ふ所が多く、柔弱に流れたから、源氏の復讐及び天下一般の反抗を壓抑することが出来なかつた。そのあとを承けた源頼朝は、鎌倉に止つて、努めて武士の柔弱化するを戒しめつゝ、武家政治を行つた。尤も最初から天下の政治を統帥する考を抱いてゐたのではなく、治承五年(一一八四)には、密々に院に、如古昔源氏平氏相並可相仕也、關東爲源氏之進止、海西爲平氏之任意、其於國宰者、自上可被補、只爲鎮東西之亂、被仰村兩氏天、暫可有御試也、(玉葉治承五年八月一日)と奏上してゐるぐらゐで、平家と共に並び仕へて、朝政に參與したのであつた。

しかし平家が承知しなかつたから、歴史は別の方向に進んだのである。かく始の中は天下の政を一手に切廻す者は無かつたけれども部下の將士を統御する爲に、右上の奏の前年既に侍所を置いた。この設置は全く平家の眞似をしたのである。その他の行政や司法の機關の設置はずつと後に平家追討の進捗した頃の事である。

頼朝が如何なる態度で、部下を統御し教令したか。建久二年(一八五二年)佐々木定綱が江州に於て日吉の神人と争うて之を殺害した時、天台衆徒の訴によつて、定綱及びその子定重外一族の者數人が遠流に處せられた。ところが、定重は配所對馬でまた不慮の鬪争をして殺されたので、頼朝は薩摩へ流さるべき(この手紙を出した頃はまだ配所に着いてゐなかつた)父定綱に慰めかたぐ、戒めの手紙を送つた。この頃は既に平家は亡び、弟義經は殺され、義經を匿まつた奥州藤原氏も滅ぼされて、天下悉く頼朝の下知に従つてゐたが、後白河法皇は着々として頼朝の權勢を奪ふことに努力せられ、頼朝は幕府を建て、諸國の守護地頭に家人を配して、表面武家の威力は天下を靡かしてゐたが、年來の希望たる征夷大將軍も許されず、頼朝は大いに悲觀してゐた頃である。

(上略)武士といふ者は僧などの佛の戒を守るなるがごとくに有が本にて有べき也。大方の世のかためにて、帝王を護りまいらするつはもの也。又當時は鎌倉

殿の御支配にて國土を守護しまいらする事にてあれば雖を立る程の所をしらん(領有の意)も一二百町を持ても志はいづれもひとしく其酬に命を君(帝王にあらず、武士の主將である)にまいらする身ぞかし。私の物にはあらずと思ふべし。さるについては身を重くし、心を長くして、あだ疎にふるまはず、小敵なれども侮る心なくて、物さはがしからず、計ひたばかりをするが能事にて有ぞ。ねたさはさこそ有けめ共はづかしかるべき武士にもあらず、何にもたらぬ宮仕法師(定綱の戦つた對手の神人)と云賤き者に寄合て、身を損じぬるは、心短きがいたす處也。身を徒になさんには、多くの御恩のむくひも有なん哉。無下に臆病なき事也。古き物語云傳たるには多田攝津守殿(頼光)のもとに、四天王とて聞えたるをのこ共の中に、公時(きんとき)と云は、自知有て宗としける。綱と云は新參にて有が、公時に心の對に成様をしへよといひければ、公時が返答に心の對を習はむと思は、臆病を習へといひければ綱胸をひらきけり。此事を能々思ひ續れば、いみじき才覺にて有也。かならずしも臆病なれとは教(ま)しもせず。心ながく案じはからへ、用心を能せよといひつる心也。唯うち有事だにも、大事を思はからふ者、物どがめをせず、事ならぬ事を事になさじといふぞかし。増て君の御大事にまいらすべき命を、細事故に失候はむには人だね有な

ん哉。さる不忠のをのこには所知を給ても何かはせむ。(中略)返々も鎌倉殿御家人にて、久敷も又子ごもの末まで續せんと思は、心を長くしてつゝしみて、よかるべき。筋なき事仰たりと思は、此御文をよくく見まいらせて、子供にも面々云をしへよとの仰にて候也。仍執達如件(謹申)。

しきりに忍耐を説いてゐるのは頼朝の性格と、當時の彼の失意から來てゐるのであらう。その根本に於て君の御大事に命を奉ることを力づよく説いてゐる點に武士道の意味がある。

彼が「武士といふ者はかくあるべきものとして教へた忠の一面は右のやうである。この點は武士の忠として當然なことで、武士道を論ずる人々の誰も特筆する點であり、武士道が奈良朝大伴氏の忠勇の精神などと混同されやすい點である。しかし我々は頼朝が獎勵した武士の忠の第二の性質を見なければならぬ。それは鎌倉の御家人たる武士は、朝廷に仕へ、朝廷の官職に就いてはならないといふことである。その一例をあげると、文治元年(一八四年)四月關東御家人二十餘人が、幕府の推舉を蒙らずして朝廷の衛府所司等の官を拜任したことがあつた時、頼朝は大いに怒つて、任官し

たものは永く諸國に居住する心を捨て、京にあつて勤仕すべく、又もし墨俣川すろまた(美濃)より東へ下る時は、各々その本領を沒收し、斬罪に申しつけると叱りつけた。(吾妻鏡、文治元年四月十五日)尚吾妻鏡には右に關する下文の後に東國の侍にて任官した者の姓名を列記し、其の名の下に一人々々の缺點をあげて罵倒してゐる。その一二をあげて見ると、

宮内丞舒國

於大井渡、聲様誠憶病氣ニテ、任官見苦事歟、

刑部丞經俊

官好無其要用事歟、アツレ無益事哉、

といふ有様である。義經が頼朝に討たれたのは、既に述べた如く、年少血氣にして功名強く往々にして專斷の行あるのみならず、頼朝の推舉を俟たずして左衛門少尉に任せられたのが、ひどく頼朝の心を害したのである。元暦元年二月に一の谷の戦があつて、一旦源氏の軍は凱旋し、源氏の大將の中、範頼は鎌倉へ歸つて今後の打合せや準備をなし、義經は京都に留つて洛中の取締をした。六月範頼等は頼朝の推舉によつて任官したが、義經は推舉を被らなかつた。

武衛頼朝

召聚範頼、中略等有勸盃。

次被觸仰除目任事。

各令喜悅歟。就中源九郎

主義經

頻雖望官途吹舉、武衛敢不被許容(同書元暦元年七月廿一日)。

功名心の強い義經は範頼と同時に任官を希望してゐたが、頼朝は兄弟の順を守つ

た爲か、既にこの時に早く義經を快く思つてゐなかつた爲か、吹擧しなかつた。それで、義經が自ら朝廷に運動したのか、或は運動はしないが朝廷が彼の功を賞せられた爲か、翌月六日左衛門少尉に任せられた。それを聞いた頼朝は大いに怒つて、平家の追討をさへ彼に命ずることを差控へた。(但し範頼ではごうも、勝利が覺束ないから、暫く眼をつぶつて翌年義經に追討を命じたので、義經は兄の怒をとくため、死地に飛入つて、屋島や壇の浦に戦つたのである)

源九郎主使者參着。申云、去六日任左衛門少尉、蒙使宣旨、是雖非所望之限、依難被<sub>レ</sub>默<sub>レ</sub>止度々、勳功爲自然朝恩之由、被<sub>レ</sub>仰下之間、不能固辭云々。此事頗違武衛御氣色。

範頼、義信等朝臣受領事者、起自御意(朝頼被<sub>レ</sub>擧申也)。於此主(義經)事者、内々有儀、無左右

不被<sub>レ</sub>聽之處、遮令所望、歟之由、有御疑。凡被<sub>レ</sub>背御意事、不限今度歟。依之可爲平家

追討使事、暫有御猶豫云々(同書元暦元年八月十七日)。

正義公正と利己との辨別に迷ひやすきは、凡夫小人の常である。武士も一般普通の武士がこの辨別に迷ひやすいことは、事實として有りがちなことである。武士が義を泰山の重きに比すといふ、その義とは主君の爲に忠節を盡して命を惜しまない

といふたゞ私黨の義に過ぎぬ。天下國家等の大局に省みた皇室への忠でも義でもなかつた。それも將軍とか執權とか管領とか老中の如き執政は天下の政事に與つてゐるから自ら大局に眼もつくが、それでゐても頼朝は一族家人が朝廷に仕へることを快く思はず、再び關東へ下ることを許さないといふ次第である。家人の資格のまま朝廷に忠勤をはげむことを許さないのである。まして碌々たる多數不學の武士は直接主君の貴いことを知つて、皇室の尊嚴を知らない。やゝ後の例であるが、南北朝の頃興國四年九月光嚴上皇が伏見天皇の御忌日の佛事を執行はせられる爲、特に故院の御舊跡なる伏見院へ御幸せられた。さてその御式もすみ、夜をこめて還御になると、東洞院五條邊で土岐頼遠、二階堂行春が比叡の馬場で笠懸を射ての歸りに、御幸の列に行會つた。召次は御前に走り散つて、何者ぞ狼藉なり、下り候へ」と罵つたので行春は御幸と心得て、すぐ馬より下つて傍に畏つたが、頼遠は御幸とは知らなかつたのか、その頃度々の戦功に心奮り、世をも恐れぬしれ者であつたから、此比洛中に頼遠などを下すべき者は覺ぬ者を。云は如何なる馬鹿者ぞ。一々に奴原、墓目負せてくれよ。」と罵り、遂に御車を真中に取籠めて、馬を懸寄せ散々射かけた。この前代未聞の狼藉のために足利氏は大いに恐懼して早速、行春を讃岐に流し、頼遠の首を

匆ねた。この事件について太平記には次のやうな挿話を加へてゐる。

頃日ノ習俗、華夏變ジテ戎國ノ民ト成ヌレバ人皆院(皇)國王ト云事ヲモ知ザリケルニヤ、土岐頼遠コソ御幸ニ參會テ狼藉シタリトテ、切ラレ進アキラセタレト申ケレバ、道ヲ過ル田舎人ドモ是ヲ聞テ、抑院ニダニ馬ヨリ下ンニハ將軍ニ參會テハ土ヲ匄ハツベキカトゾ欺キケル。サレバオカシキ事ドモ、淺マシキ中ニモ多カリケリ。爰ニ如何ナル雲客ニテカ有ケン。(中略)轅ハゲタル破車ヲ打トモ行ヌ疲牛ニ懸テ、北野ノ方ヘゾ通りケル。今程洛中ニハ武士ドモ充滿シテ、時ヲ得ル人其數ヲ知ズ、誰トハ見ヘズ(中略)早歌交リノ雜談シテ、馬上ニ三十騎、大内野ノ芝生ノ花露ト共ニ蹴散カシ、傍リヲ拂テ歩マセタリ。主人ト覺シキ馬上ノ客、此車ヲ見ツケテ、スハヤ是コソ件ノ院ト云クセ者ヨ、頼遠ナドダニモ、懸ル恐シキ者ニ乘會シテ、生涯ヲ失フ。マシテ我等ガ様ノ者、イカニト咎メラレテハ叶フマジ。イザヤ下ントテ、一度ニ颯ト馬ヨリ下、頬カブリハツシ笠ヌギ、頭ヲ地ニ附テゾ畏リケル。車ニ乗タル雲客ハ又是ヲ見テ、穴淺マシヤ。若是ハ土岐ガ一族ニテヤアルラン、院ヲダニ散々ニ射進ラスル、増テ我等コ、ヲ下デハ、惡カリヌベシト、周章騒ギ、懸モハツサヌ車ヨリ飛下(中略)、イカニイカニト色代シケルハ前代未聞ノ曲事ナリ

(太平記卷)  
二十三

この挿話は作り話かも知れないが、當時の武士の心術をうまく描き出してあると思はれる。

主君あるを知つて皇室を忘れ、所領あるを知つて日本全體に眼がつかない彼等の實踐道徳は、主として狭い範圍に限られたもので、その武士道も狭いものである。主君より言へばその權勢を維持し家臣より言へば永く所領を安堵したいのが彼らの唯一の希望である。一所懸命といふ語が、こゝから始つたごとく、一所賜つた所領を永く領有したいと、命に懸けて念じてゐる武士に於て發達した武士道はそれに適合したものであつた。さすが頼朝は一方では皇室への忠義を忘れず、よく辨へてゐたと思はれるが(吾妻鏡、文治元年正月範頼へあてた手紙など参照)他方ではその權勢を維持擴張することを忘れない。上に述べた頼朝の方針は皇室から家人家人と言つても根本は日本國民であるを引離して、皇室へ忠勤を勵むことを切斷したもので、國民道徳上極めて不埒なことであるけれども、彼が權勢を固く維持しようとするならば、やむをえぬ方針であらう。

されば北條氏も代々此の方針を固く踏襲した。承久の亂の前に仁科盛遠父子が

熊野へ參詣した時、後鳥羽上皇の熊野御幸の行列に參りあひ、圖らずも、上皇が彼等父子を窺覽あつて、院中に召使はれた事件に對し、北條義時は、關東御恩の士が、勝手に院中に御奉公するとは不届であると怒つて、盛遠の所領を沒收した。又攝津の長江、倉橋の兩莊は、上皇御寵愛の白拍子龜菊の所領であつたが、この地頭は女と侮つて、之を忽緒に附したので、龜菊は怒つて上皇に訴へて出た。よつて關東へ勅使を立て、盛遠の所領を返し與へ、龜菊の知行所の地頭を改むべき由を仰せられたが、義時は院宣を奉じなかつた(承久記卷一、吾妻鏡。承久三年五月十九日)。彼等武士は皇位の尊嚴を必らずしも忘れるのではないが、やゝもすると、政權に關して朝幕を對等に考へるから、承久の亂に於ても、自京都、叢坂東と言ひ、關東の家人たる三浦胤義が、義時に恨あつて、院に奉公したことを、兄の義村が、弟之叛逆(以上東鑑承久三年五月十九日)と言ひ、甚しきは關東を追討せられる御企を、こんどの御むほん(承久記二)と言ふやうになつた。「天皇の御謀叛」といふ語は珍しい語ではないので、多く所見があり、後醍醐天皇が政權回復を企てられた事をも太平記には、當今御謀叛の企(卷二)と書いてある。

承久の亂はつまり關東へとられた政權を再び朝廷へ回復しようとした運動であ

つたが、當時官軍へ屬した武士は二萬以内で、東軍は十九萬に及んだといふ。その二萬の官軍も大方は鎌倉に恨みあり、不平ある者か、從來失意の境遇にあつた者が功名しようとしたか、朝廷に特殊の關係ある者かであつたらしい。一般の武士は眞に一致團結して朝廷に反抗し、武士の有する權勢を維持した。この役の始に尼將軍(頼朝の妻)は家人を集めて、頻りに故頼朝の恩を説き、

かゝる御なさけふかき御心ざしをも忘れまいらせ、こんど京がたの御方仕らんか、また關東に御ほうこう仕らんか。只今確かに申しきれたのたまひしかば、これをうけ給はる大名小名みなく、涙をながして申けるは、心なき鳥類畜類に至るまでも人の恩を感せずといふことなし。まして況んや。にんげんの身として、代々厚恩をいたゞき、あに木石におなじからんや。一命をばまいらせ置かうへは、力の及ばんほどは攻戦ひ、敵の陣をまくらとして、うちじにせんより外の事候はずとおのく一同に申(承久記三)。

かくて官軍は大敗し、三上皇は遠國に遷され給うた。これを北條氏は大義名分に暗いと簡單に非難し去るのは皮相の觀察である。それもあらう。しかし義時その他の者も天朝の尊嚴を知らないものでなく、朝廷に反抗することを恐懼する心を失つ

てゐたのではない。鎌倉勢の出發後鎌倉に雷雨があつて義時の家にも落ちたので彼は武州(嫡子泰時)等上洛者爲奉領朝廷也。而今有此怪若是運命之可縮端歟。(吾妻鏡承久三)と(年六月八日)と言つて恐怖した。東軍が宇治川まで攻寄せた時非常な大雨で馬の背から瀑を流し、馬も人も足をしつかり踏みしめて立つことの出來ぬほどであつたので、軍兵どもは「こはそもいやしき土民の身として十善萬乘の君に向ひ奉り、弓を引、矢をはなせば、かねて天罰もかうむるか。」(承久)と(記四)と言つておぢ恐れた。しかも彼等は武士の權勢維持のために敢へて官軍に抗し、幕府のために忠を盡した。

彼らは天位の神聖犯すべからざるを知つてゐても、その心を抑へて、その主人に忠をつくした。天皇に對して盡し奉る忠は日本人の國民道德の根本である。武士の忠は日本國民としてあるまじき思想を含んでゐる。しかも武士は反國民的の忠を盡さなければ武士團體を維持出來ないのである。武士の忠なくばよし團體の形骸は残つても、何等勢威のないものとなり果てるのであるから、權勢を維持する爲に反國民的となるのである。武士道の忠にはかゝる反國民的の忠を含んでゐる。これでも國民道德の精華であらうか。

頼朝以來幕府當局の獎勵によつて、始めてその忠がかく偏つたものではなく、むか

し武士が成立し、武士道が発生し始めた頃より、次第に養成されて来たものであることは、第五節以來の説述によつて明瞭なことであらうと思ふ。

### 第九節 武士道の内容

上來、私は武士道の根本を常に忠と立てゝ來た。これは一般に承認されてゐることであり、前節に引いた頼朝の手紙にも明言してゐることであるから、それについて別段論證する必要はないと思ふが、尙そのことについて、やゝ細説し、併せて他の諸内容についても一通り考へて見たいと思ふ。

武士道の内容について一二の著述を代表として今日の學者の説を伺つて見ると、井上博士の國民道德概論(二頁)には武士道の内容について

尤も分析すれば種々なる徳目が含まれて居りました、忠孝節義武勇廉恥は勿論のこと、その外禮儀慈悲正直度量といふやうないろく／＼なことになるのであります。併ながら畢竟忠君愛國といふことに歸着するのであります。

と記述された。誰が考へても、武士道はまづこんなものであつて、徳目の列べ方に多少の差があるに過ぎぬ。國民道德に關する比較的最近の著たる石野悌氏の最新國

民道徳要義(二〇)(四頁)にも

其の内容として、否徳目として普通擧げられる様に忠君節義名譽廉恥武勇質素・  
 儉約慈悲敬神禮儀勇氣克己誠實等を考へて置けばそれでよろしい。

と述べて居られる。尤もその中に時代により、身分により、ひとしく武士の重んじた徳目の中にも、非常に重く見られたもの、割合に軽く考へられたものとの差はある。

しかし武士の重んじた徳の中に、武士の身分業務から見ても重んじた徳と、日本國民として重んじた徳、一般人類として重んじた徳とは區別がある筈である。同じく忠といふも、日本國民としては天皇に對し奉る忠であり、武士の身分からは大名に對する忠でなければならぬ。大名が皇室に信順し奉る間はこの二種の忠に衝突は起らないが、もし大名が承久の亂の如く皇室に弓を引き奉る時は家來どもは進退に迷はねばならぬ(勿論今日の日本人としては迷ふ筈はなく、進む道は明かであるが、武家時代では迷ふ方が事實上ありがちの事である)。だから武士道の内容として考へる場合には、武士道の盛んな時代に武士の間に、武士たる身分業務上から重んぜられた徳だけについて考察しなくてはならぬ。武士の行つた善行を廣くあつめて分類しても、武士道の徳目だとは言へないと思ふ。尤も武士道を國民道徳と同一視する人々

にとつては、かゝる區別は大して必要でないかも知れないが、古來、武士の間に「武士たる者はかくあるべきものなり」として獎勵された徳は第一種の徳に外ならないからである。唯問題となるのは、この三つの別が確然たるものでなく、三種のどれにも通じうべき徳もあり、又實行する時には三つの別も、實行者の考で範圍・限界が多少曖昧になりやすいから、武士道の内容を残らず確然と一般國民道徳よりはつきり區別しにくいことは言ふまでもなからう。

かう考へてくると、明治大正の學者たちの列擧された徳目について、加除する必要がありはしないか。清原貞雄氏が「歴史と地理」(大正十三年一月、二月)誌上に載せられた論文中で、武士道の美點としては忠孝・節義・武勇・廉恥・禮儀・慈悲・正直・雅量と云ふやうな事が數へらるゝ場合がある、然しそれは實は徳川時代に入つてから武士道と云ふ名稱が起つたと同時に儒教の見解を加へて理想化せられた武士道である、學者の思想の上に出來上つた一つの理想である。我邦に實際に存在した武士道は必ずしも之等の長所を悉く完備したものでは無い、云々。

と説かれたのは、悉くは同意しがたいが、卓見であると思ふ。氏は武家の間に實踐された、殊に鎌倉時代に實際に行はれた道義を列擧して、忠君・名譽を重んずる事、質素

を尙ぶ事、孝、禮儀の五をあげ、特に始の三が最も重んぜられたものと言つて居られる。古書から例をひくと、石田宣之の武士道用鑑抄(寛文十一年)には

一 武士道に於て未練を不可取

一 先祖の名字を斷絶すべからず

一 畢竟主君の御用に可立

の三箇條をあげてゐる。恐らく、この説が最も簡にして當を得たものと思ふのである。

武士の主従關係を歴史的に言へば、その始は團體暴徒一揆の如きが先づ在つて、後に指揮者が出來たことが多かつたであらう。かゝる際には指揮者が部下に絶對の服従や忠を要求することは出來にくい筈であるが、主従關係が代々固定すると、主君は臣下を平素無事の日も扶養する代り、臣下に絶對の忠を要求する。しかし臣下は無代償の忠を盡さないもので平素は主君から扶養され、かつ功名を立てた曉に恩賞を受けることを前提として忠をする。義貞記といふ書は一に新田左中將教訓書ともいふが、義貞の記述したものでなく、恐らく室町中期ごろの書であると思はれるが、そ

の中に

或文ニ云、以慈悲爲親、以恩爲主ト云リ。サレバ諸人ニ慈悲アラン人ヲバ、親疎ヲイハズ如親思、恩アラン輩ヲバ、不論貴賤、主從ノ禮ヲ致ベシ。

武士の主従關係は理論的なものでなく、永い間、生死を共にしてゐる情愛關係であるから、臣下は必ずしも、始終、利益、恩賜の分量を計算してそれに應じて事をするものではない。否、利害を計算したりしてゐる輩には、恐らく命を捨て、主君に盡すといふやうなことは決して出來ないであらう。立派な武士は唯義のために命を捨てること考へてゐるだらうが、その義とは何から起るか。結局は主君の恩愛に報ひるといふことから生ずるのである。源頼政が宇治川で平家と戦つて敗死した時、六條藏人仲家とその子仲光も一緒に打死した。それは仲家は早く父に後れて孤兒であつたのと、頼政が養つて男にし、藏人にもしてやつたので、「其恩忘れじ」と、今度同心して討死したのであつた(八坂本平家物語)。武士の忠は一面から見れば、報恩であつて、報恩の爲に命を抛ち報恩の爲に武功を立てようと努力するのである。山岡鐵舟氏の「武士道」(明治三十五年)に、武士道の最も主要なる徳を報恩と立て、あるのは極めて至當である。又その忠即ち報恩が主として戦争の時に命を捨て、主君の爲に戦ふといふ事であるから、武士

道の特色は潔く死すべき時に死ぬことであると故内田博士の言はれたのも當然なことである(内田博士遺稿第三卷國史。總論及日本近世史四三八)。

戰場に出て働くことは報恩の爲であるが、この働によつて更に恩賞を受けるのである。右の例に仲光の如き場合は全くかゝる恩賞を豫想してゐないけれども、多くの場合はそれを考へて戦つてゐる。承久の亂に東山道大井(美)の戦に官軍が敗れたので宮方の大妻太郎、中三郎、小島四郎の三騎打連れて落ちたが、大妻は痛手を負うてとても落延びることが出来ないで、

吾は痛手をふたれば、おつるとも、おちえじ、こゝにて自害をすべしと思ふ也。わごのばらは手もをひ給はねば、落延びて、軍のやうをも披露し給へ。もし君の御代めでたくば都にある二歳の男子(大妻の子)に軍功を申あたへて給へ(承久記二)。

と遺言して自害した。敗軍に於ても、軍功を披露して賞を受けんとする心を忘れないのである。併し、死ぬ者少くとも死ぬ覺悟あるべき者が賞を欲望するとは矛盾であるが、日本の國は都合よく家族制の國であるから、自分は死んでも恩賞を子孫に残すことが出来る。それで幾分か矛盾の解決が出来る。前の大妻の例も二歳の男子

に軍功を奏して、賞の下るやうに世話してくれと頼んでゐる如く、恩賞を子孫に残すといふ思想は軍記類に至る所に見られる。太平記(卷六)にも

命をば相模殿(北條高時)に献り、恩賞をば子孫の榮花に貽(つた)さん、とある。

武士の生活が代々重ると、自分は功名しなくとも、不義重大なる過惡さへなければ、親祖先のお蔭で安樂に暮せる。武士が親を尊び、祖先を崇めるのもこゝから起る。かうなると別に功名しない者でも親祖先が功名をしておけば、その子孫なら自由に威張つて通れる。従つて武士は系圖をやかましく言ふ。源平二氏の如く皇胤から出たものや藤原氏の支族の如きは最初から世人に尊ばれた氏であるが、その上に武功を積んだ者は一層尊ばれる。だから後世、氏も素姓もわからぬ者が源平藤橘から別れた氏の如く系圖を偽ることが多い。

武功を立てることは、主人より恩賞をうけ、他の人々より尊敬される根本條件である。武功は武士の行爲の最上目的であるが、これは戦場へ出て無茶苦茶に戦つても出来ることではない。勝利を得るだけの努力修養を平素からしておかなければな

らぬ。心を勇ましく、卑怯未練をいやしみ、又武技に達しなければならぬ。これは臣下のみならず、主君にも必要であつて、いかに主君とて柔弱なものでは部下に對し威壓する力がない。源滿仲や頼信以下源氏の諸大將の武勇武技については既に第六節に述べた。主君にかゝる修養の必要なることは後世とてもかはらない。頼朝の嫡子頼家が建久四年十二歳にして、父の富士野の狩に従つた時、一發にしてよく鹿を射斃した。頼朝は自愛の餘り、特使を派して妻政子にその由を知らせにやつたら、政子は「敢不及御感、御使遂失面目。爲武將之嫡嗣、獲原野之鹿鳥、強不足爲希有。楚忽專使頗有其煩歟。」(吾妻鏡建久四年五月廿二日)と言つた。

又戰爭には沈着機敏、堪忍持久などの修養が必要であるし、機に臨み、變に應ずるだけの心の支度、又は構へが大事である。その上相當身分ある者は色々の軍略を、低い身分の者でも地形水土に應じて馬の駈引を巧みに行つたりするやうな、色々の心得を知らないど、功名もなく犬死したり、雜兵の手にかゝつて果てたり、一騎打に敵を組敷きながら、却つて下なる敵の爲に殺されたりする。これら道德的並びに軍略的修養は一まどめにして「兵ノ覺」(今昔物語、廿八ノ卅四)とか「武士ノ故實」(義貞記)とか、兵道とか武道とか、言はれて、武士の修養すべき大切な修養である。

もし、それ卑怯臆病の名をとり、武士の覺に未練の名をさる事は武士として極めたる耻であり、面目を失ふ始末であるから、武士に名譽心も發達した。長谷部信連が「臆病して逃げけるかなど平家の申沙汰せんも遺恨なるべし、弓箭取者の習、假にも名こそ惜く候へ。」(源平盛衰記十三)と言つたのも、これである。されば壘の上で死ぬことを不名譽と考へ、病身の者は故意に戰死して病死することを避ける。

また功名の多い者と然らざる者との間に多くの階級の差を生ずるは自然の勢である。但し武士の階級差は前述の如く氏の尊卑、祖先よりの餘光によることもあるから、武士の今の武功のみで定るものではない。これらによる上下の別はなかく、やかましく、これを亂すことは甚だしき失禮と考へた。建久三年五月多賀重行が北條義時の子息金剛(後の泰時)の遊び歩いてゐる時、乘馬のまゝで側を通り過ぎた。賴朝は之を聞いて「禮者不可論老少、且又可依其仁事歟。就中如金剛者、不可準汝等傍輩事也。」と叱つた。重行は忽ち恐入つたが、事實然る事のない由を陳じ、金剛もその従者も無實の由を申し述べたが、賴朝はその僞言を構へて咎を逃れんとするを憎んで所領を沒收した。(吾妻鏡、建久三年五月廿六日)階級差をやかましく言ふから戰場でも輕輩とは一騎打しない。平家物語(卷九)には

高名不覺も敵に依てこそすれ、人毎にはえせじ物を。

とある。また一騎打の時に氏の系圖を長々と述べることもある。これは往々にして心なき人々から滑稽視されてゐるが、武士が敵味方果しあひする場合にも、お互に名乗りあふのが禮儀であり、又功名失敗も他人とまぎれぬやうにするためでもある。故に戰鬪の初期に於て、主な勇士の間のみ行はれるので亂軍になつて葉武者雜兵まで切合ふ頃になれば名乗をあげる暇もなからう。又必要もない。さて此の氏の系圖を長々と述べることは多くの學者によつて祖先崇拜から起つたやうに説かれてゐる。それもあらうが、あれは自分の姓名や、今までの功業を述べかつ、自分の身分のよい事を自慢する爲に（一つは又自分の行動が、よく敵味方に注目されるやうに）行はれるのである。だから常に系圖を長々と述べるとは限らないが、自分の姓名は必ず述べる。

親の敵討は一つは武勇をほめられる爲、一つは親を慕ふ情から起るので、主として武家特有の現象である。曾我兄弟以前にも敵討は相當行はれてゐたやうで、安倍宗任が父頼時兄貞任の敵として義家に偽り仕へ、隙をねらつた傳説もあり、今昔物語にも本稿第六節に載せた外尙一二の例（廿九ノ四）があり、本朝世紀久安三年正月元日の條に

も、その例がある。源頼朝、義経等の平家追討も大げさな敵討である。

戦争の多い時代には武士は疊の上で死ぬことはないと思つてゐなければならぬ。又疊の上で死ぬことは弱者のやうに思はれた。常に戰場に屍をさらすだけの覺悟はしてゐなければならぬ。これは子供や婦女にも必要であると思へられ、幼少な頃より家庭で訓練されてゐたから、女子供の中にも、男さへ及ばぬほど壯烈な事蹟が多く語り傳へられてゐる。いつでも死ぬ覺悟が出来てゐるから、その生活は單純質素であつて、迂餘曲折がなく、ごまかしが少い。正直である。約束も死を以て守られる。誠實である。又死んだ後で、後指をさゝれないやうにと氣をつけるから、自ら信實であり、義理がたい。奢侈贅澤は柔弱に陥る基であるから、武強ならんがためにも質素が尊ばれ、かつ戦争には思の外に金がかゝるし、功名する爲には馬や甲冑、刀槍の良いのを買求めなければならぬから、心掛のよい武士は質素儉約につとめた。

いさぎよく死を覺悟するものゝ、やはり死は自分もつらいし、家族は尙更つらい。自分の死が自己及び家族につらければ、敵の死は敵及びその家族につらいはずである。戦争中は烈しく死にもの狂に戦ふから、敵に同情心を起すことは少なからうが、

戰終つて草の中に屍を横たへた慘狀を見ては、誰しも、味方同志並びに敵にさへも、同情憐愍の心の起るのを止めえないであらう。武士は相身互といふ諺も當然の沙汰である。

以上主として美點と見るべき方を列擧したが、事實は美しい方面ばかりではない。戦争に於て勝利を占める爲に、首將が部下に功名を獎勵し、部下も恩賜を貰ひたいから、功名をあせる結果、兵者普通ニ違タル振舞ヲシテ名ヲア〔義貞記〕げんことを心がけ、同死ヌル命ヲ人目ニ餘ル程ノ軍、一度シテ死タラバ名譽ハ千載ニ留リテ恩賞ハ子孫ノ家ニ榮ヘ〔太平記三〕るだらうと希望する。先陣や一番槍を争ふのは常のことであり、もし大功を立てゝも戦死し、しかもその功を大勢が見てゐないで、唯一人だけ見てゐた時など、見てゐた者がその功を奪つて自分の功名にして首將まで申し出ることにも珍らしくない。「いくさの習ひは親子をかへりみねば、まして他人は申にや及ぶ。一人ぬけ出てさきをかけ、功名せんと思ふ」〔承久記三〕のが武士の本意である。文治五年〔一八四九年〕源頼朝が奥羽を征伐した時、宇佐美實政が、藤原泰衡の郎従で音に聞えた由利八郎を生捕にして頼朝の陣屋へ連れて來たところが、天野則景がこの武士は自分が生捕に

したのであると言出して、一悶着起つたことがある(吾妻鏡、文治五年九月七日)

戦争しても勝利とはきまらぬ。どちらか一方は負けなければならぬ。負軍には多くの場合恩賞を與へられない。尤も多年の主従關係があり、永年の恩を受けてゐるから、一度や二度の敗戦で主家を立退く者もなからうし又戦時は理性を失うて死物狂に戦つてゐるから、敗戦でも、利害判断をこまかくと思ひ廻すこともなからうが、いよゝゝ敗と定まれば、他に新しく主を求め、昔の敵に耻を忍んで仕へることもある。

「昔ハ昔、今ハ今、恩コソ主ヨ。」(盛衰記二十)と考へるのは普通のことである。平治の亂に源

氏が殆ど亡ぶや關東の武士は多く平氏に仕へた。主君義朝を殺して平氏に返り忠をした長田忠致の如きは希有な例であるが、源氏恩顧のものも多くは平氏の家人となつて立身出世を謀つた。源氏が再び起つて平氏の運が傾いた時は、今まで平氏に忠勤をはげんだ九州四國の兵も次第に源氏に屬し、壇の浦まで伴なつたものはごく少なかつた。されば眞の敗軍になつて、主君の落ちて行く時は、昨日まで追従したのも大方逃去るのが常であつて、元弘三年(一九九三年)五月七日、六波羅が陥つた時、南北探題は光嚴院を奉じ手兵だけを具して關東に下つたが、都ヲ出シ昨日マデハ供奉ノ兵二千騎ニ餘リシカドモ、次第ニ落散ケルニヤ、今ハ僅ニ七百騎ニモ足リなかつた。九日

夕逃がるゝ道がなくて、兩探題以下自害した時は四百人ほごしかなかつた(記九太平)。ひごいのになると主君が敗れて切腹した時に、年來の重恩を省みて殉死するごころか、同年鎌倉没落の時、鹽田道祐父子が自害した時に、主二人ノ鎧太刀刀剣取、家中ノ財寶、中間下部ニ取持セテ逃げた狩野重光のやうな悪人も無いこと(同書十)。

利己的な武士は、何をするにも、味方の見てゐない所ではやらないもので、軍の先を蒐かると云ふは御方の勢を後に置いて、先を蒐たればこそ、高名不覺をも人に知(平家物語九語)られるから、先陣も味方の見てゐる前で先陣をし、味方に聞えるやうに、何の某先陣仕つたり(同)と大音に名乗を上げる。一の谷の戦に河原太郎同次郎の兄弟が、味方から離れて敵陣へ唯二人で乗込んだ時、兄は「城の中へ紛入て、一矢射んど思ふ也。されば千萬が一つも生て歸らん事有がたし。汝は殘留て後の證人になて。」と言つた(同九)。「證人ナキ所ニテ死タラバ何トモナキ徒專、犬死トハ左様ノ事」であり、晩闇ニ證人モナク死タランハ正體ナ(盛衰記三十七)き所業である。一騎打の流行したのは、兵士の少いこと、弓矢以外は刀か槍を用ひたことなどの理由から起つたことであらうが、一つは功名不覺が他に紛れない爲に流行したと思はれる。

武士の生活の最初からつきまとつてゐる矛盾はあくまでも矛盾である。忠をつくして死に、榮花を子孫に残すといふ考はよいが、やはり誰も痛い目をして死ぬのはつらい。まして死なずして恩賞が貰へたら一層よい。さうして恩賞が多いほどよいにきまつてゐる。その恩賞は多く奢侈の材料に使はれやすい。戦争のない時は無爲徒手で暮してゐる武士は、どうしても奢侈にふけりやすく、なか／＼質素は守られにくい。

また敵味方に分れて命のとりやりする武士は、どうしても殺伐であり、愛憎の念が深く、利己的な武士は随分思ひきつた残忍なことをする。江戸時代は太平がついたから、比較的残忍の風も減じたが、それ以前は烈しかつたらしい。ことに極端な一例をあげると、平貞盛が丹波守であつた時、身に悪瘡が出来たので、京から醫師を迎へると、醫師は兒干が最もよいと教へた。それは男の胎兒を材料にした薬らしい。そこで貞盛はその子(雜衛)の妻が懐妊してゐたから、それを殺させようとした。子は親の命であるから、やむをえず、承諾しておいて、潜かに醫師に相談すると、醫師は心得て他日貞盛が子の妻の胎兒を貰ふつもりであると言つたとき、我が血統の兒は薬に成らぬと言つたので、貞盛は困つたが、飯焚き女が懐妊してゐるのを、開いて見ると、女子

であるから捨て、遂に他から求めて、やつと病を治した。その後醫師が京都へ歸る時、貞盛は兒干を用ひて病が治つたと醫師が語りあるくと耻であると考へ、京へ歸る道で殺させようと謀つたが、その子は前の恩があるから、巧みに醫師を助けてやつた(昔今二十九)。これは極端な例であるが、必ずしも希有の例ではない。名將の名を残した程の武士は大抵殘忍酷薄の一面を持つてゐた。源義家でも頼朝でも、平清盛でも織田信長でも豊臣秀吉でも徳川家康でも皆同様の欠點を持つてゐる。

かゝる自己並びに子孫の利益を豫想した忠不純な忠が大多數の武士の行つた忠であるとするれば、それがもう一層利己的に流れた時は、國は危くなり、武士道はすぐ衰へてしまふ。しかも最初から利己的要素を多く持つてゐた武士道は十分に純化し、道徳的に發達することも困難であつた。戦功の大小に應じて公平に恩賞が與へられる時はよいが、もし與へられぬ時、もしくは著しく不公平な時は、その結果たるや豫想するに難くない。承久の亂には幕軍が勝つたから、官軍に屬した者の領所三千余箇所を沒收して有功の將士に分けたので、多少の不平、不満はあつても、大體は平穩に治つた。しかるに後に元が攻めて來た時、外敵を防いだだけで、一坪の領土も増して

ゐないから、幕府はその恩賞を與へることが殆ど出来なかつた。家人は戰爭中は愛國心や何かで、必ずしも恩賞まで考へてゐなからうが、出征の爲に多くの金穀を費して、恩賞が殆ど貰へないとするとは不平の出るのは當然である。かつ幕府は社寺の戰勝祈禱や軍役並びに敵の再舉に對する防備の爲に多大の費用を出したから、その負擔を家人に割當てる。武士は戰役中、明日をも知らぬ命だからと思つて、戰爭の暇々には酒宴を張つたり、田樂を催したりして遊ぶ。その贅澤の習慣が戰後にも繼續されやすい。それは皆借金となる。これらの事情から幕府や家人の苦しみは一通りではなかつた。その上に幕府内部が紊亂し、施政が腐敗して來た爲に昔は善政を以て聞えた北條氏も今や全く人心が去つてしまつた。

されば後醍醐天皇が銳意善政に努めて、討幕を企てられたら一旦は隱岐へ流され給うたりして、不成功のやうに見えたが、忽ち諸方に官軍が起つて北條氏が亡された。しかし朝廷の新政は武士を満足せしめることが出来なかつた。從來公卿に對して必ずしも屈しなかつた武士が忽ち公卿に頤使される耻やら、恩賞の不公平やらで、せつかく官軍に従つて出世し榮花に誇らうとした武士は頗るあてがはずれた。

サレバ日來武威ニ誇リ本所ヲ無ナスル權門高家ノ武士共、イツシカ諸庭奉公人ト

成、或ハ輕軒香車ノ後ニ走り、或ハ青侍格勤ノ前ニ跪ク。世ノ盛衰、時ノ轉變、歎ニ叶ハヌ習ト知ナガラ、今ノ如クニテ公家一統ノ天下ナラバ諸國ノ地頭御家人ハ皆奴婢雜人ノ如クニテアルベシ。哀如何ナル不思議モ出來テ、武家四海ノ權ヲ執ル世ノ中ニ又成カシト、思フ人ノミ多カリケリ(太平記十二)。

故に元弘三年北條氏が亡んで翌々年、建武二年足利尊氏が叛した時は、天下の武士は殆ど皆彼の手に屬した。楠木正成が金剛山に立籠つた時、彼自らの企に言觸らしても、多くの武士が喜んで集り屬した。その後北條氏が亡んでから、功を以て河内和泉の守護となり、やがて尊氏が叛した時、之を討つために朝威を以て軍兵を催促した所が、一族親戚の者さへ尙難澁の色を示したと言はれてゐる(榊下論)。尊氏の成功は決して偶然ではない。天下の武士の輿望を代表したから成功したのである。

かう考へて來ると、武士道の根本は忠であり、それは報恩謝徳の爲に潔く命を捨てる忠である。しかしそれには利己的な不純分子があるから、恩威並び行ひうる名君の下でなければ、武士道も十分に發達しえなかつたのである。されば一度は可なり發達しても、主君の家を嗣ぐ者が暗弱な者であれば、武士の忠義心は鈍り、武士道はす

ぐ衰へて、利己的な分子が漲るやうになるのである。(以下十二月號、大正十三年九月)